

# 公的責任の大はば後退 学校給食・保育所給食の 調理部門民間委託は中止に！



中丸小 7/7 の給食。中丸小 HP から

## 突破口はとうかい村松宿こども園の給食

これまで、東海村の学校や保育所の給食は、「完全村営で、あたたかい、おいしい、安全・安心、ゆたかな食育につながる」と、他自治体の関係者がうらやむほど、公的責任を充実させていました。しかし、山田村政は、今年4月から「とうかい村松宿こども園」の給食調理を民間に委託しました。理由は、「総合計画や行・財政改革大綱に、事務事業の効率化および経費の縮減のため、民間委託等を推進する」と位置づけられているからというものです。

日本共産党村議団は、事実確認後、昨年12月議会一般質問で委託の問題点を指摘して、計画の撤回を求めました。また、「明るい東海」12月号外で、給食調理の民間委託を含む、村の行・財政改革に伴う福祉・教育分野の行政サービスの「大はば後退計画」をお知らせし、中止を求めました。

## 歴代村長・教育長が手をつけなかった民営化

今般、来年4月からは、村職正規調理員の退職をきっかけとする学校給食、保育所給食の調理部門を民間に委託する計画を明らかにしました。正規職員の補充は行わず、臨時職調理員の更新も行わず、調理員の数がちょうど1校分少ない状態にして、その学校（保育所）は委託するという方法で、やがて全校・全保育所を委託にする方法です。

7月10日、学校教育課が議長に「学校給食の調理業務民間委託計画」の説明を行ったことで明らかになりました。

日本共産党村議団は、同日、村長に対し「第4次行革推進による学校給食の民間委託計画の中止を求める要請書」を提出しました。山田村長の結論は、「委託は実施します」というものでした。

党村議団は、「子ども達の心身の健やかな成長に直接つながる給食の民営化は、歴代村長・教育長が手をつけなかった」「効率化と経費縮減を目的とする民間委託を、真っ先に給食で実施するとは、東海村の基本的な政治姿勢が、人より経済性など優先へと大きく後退した」と指摘しました。また行政による働く場の提供として、派遣労働の場を増やす考え方は大変問題」と指摘し、中止を求めました。

## 教育長は、行革推進副本部長を辞任すべき

本村の村政の4本柱、福祉・教育・環境・農業は、山田村政においても項目としては基本的に継承されるものと思います。しかし、山田村長は当初から「2014年度から3年間、集中して徹底した行財政改革に取り組む」、「聖域なき改革を推進する」として、2014年3月末日付けで、教育長を行財政改革推進本部副本部長に位置づけました。教育の分野が行革の対象にされることに誰も異議を唱えることができない状況をつくりだしたのです。国の教育委員会制度改悪にあわせた教育長の行革推進副本部長登用は、山田村政が村民より国機関に従順に執行しようとする真の姿が明瞭です。

本来、教育長は、こうした公的責任の後退を教育分野から進めるといふ村政の防波堤となって、給食の一部民営化計画の撤回を主張すべきでした。副本部長では、それはできません。直ちに辞任すべきです。



白方小の回転釜。白方小 HP から



## 民間委託問題について 日本共産党は、こう考えます

7月10日に山田村長に申し入れた「学校給食の委託計画の中止要請」の内容にもとづく考え方です（保育所も同様趣旨です）。

### 1. 児童・生徒の“食の安全”と、“給食は教育の一環”であるとの位置づけは、公的責任でこそ果たすべきもの

学校給食法は、「給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」と定めています。教育目的では、「学校生活を豊かにし明るい社交性を養うこと、栄養の改善や健康の増進を図ること、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと」があげられています。

目的を達成するためには、法第5条により、「国及び地方公共団体の任務として、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」とされています。この仕事を公の仕事として日々担っているのが現場の職員です。経済効率を追求する市場原理に委ねてはならない分野であることは明らかです。

### 2. 栄養士など村職員が、直接、責任者以外の目の前の個別の調理員に指示を出す事は、労働者派遣法に抵触する「偽装請負」となる恐れがある。村が責任を果たし職員を確保すべきであり、直営こそ求められている

今回の委託計画では、「村が仕様書をつくり、それにもとづいて調理業務がおこなわれる」ものと思いますが、2012年1月30日付の「内閣府 公共サービス改革推進室」が出した「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き（2014年3月一部改訂）」には、学校給食の「業務実施の方法について」、「地方公共団体と民間企業との「打ち合わせにおいては、地方公共団体が献立・材料・数量・食材の切り方等について、指定の様式を用いて民間事業者に提案を行う」「民間事業者は地方公共団体からの提案を参考に、個別の調理員に指示を出すこと」とされています。

あくまでも村提案の「マニュアル」を「参考に」、事業者が調理員に業務の指示を行うこととなります。村職員が直接指示することはできません。こうしたことから、「給食の質に変わりはないか？」ということが問われます。

村は、現状の調理員の休暇届を受け入れつつ日々安定的に配置する苦勞の解消も委託の目的としています。請け負う企業は、入札等によりが決めるものと思われませんが、職員を多数抱える大企業への委託が十分考えられます。村民の税金や給食費が大手企業に利益として吸い上げられることになるのではないかと、また企業に多数いる調理職員の身分は、本村の現行よりもかなりの低賃金になり、資格を持つ正規社員は少数で、大多数はパート職員で構成という学校給食の調理現場になるのではないかなど、危惧されます。

給食調理員は、成長期にあり味覚が形成されていく時期の子どもたちに、安心・安全でおいしい給食を提供するための専門職です。しかも地域の人を採用して、顔の見える給食というのも重要です。

### 3. 業務の遂行の責任が外部企業になることから、緊急時の危機管理など村の責任が果たせない懸念があります。

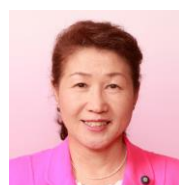
## 議会報告



大名美恵子

【自宅】東海村村松 2401-2

電話 (284) 0761



川崎篤子

【自宅】東海村白方 284-1

電話 (282) 0229